

府市共同設置組織の議会出席について(府幹事団体) 【IR 推進局、大阪都市計画局】

◇府・市の議会日程が重なった場合の対応

●局長は、次の順で出席することとし、各会議等への対応については、これまでの例のとおりとする。

①府議会本会議、②市会本会議、③府議会委員会、④市会委員会

≪各会議等への対応の具体例≫ ※局長、理事(府、市)の場合

【本会議】

(1) 府議会 本会議 と 市会 本会議 が重なった場合

○局長は、府議会本会議に出席(市会本会議は欠席扱い)

・市会本会議において、答弁が必要な場合は、理事(市)が行う。

(2) 府議会 本会議 と 市会 委員会 が重なった場合

○局長は、府議会本会議に出席

・市会委員会は、理事(市)以下の職員で対応

【委員会】

(1) 府議会 委員会 と 市会 本会議 が重なった場合

○局長は、市会本会議に出席

○府議会委員会は、理事(府)以下の職員で対応

(2) 府議会 委員会 と 市会 委員会 が重なった場合

○局長は、府議会委員会に出席

・市会委員会は、理事(市)以下の職員で対応

府市共同設置組織の議会出席について(市幹事団体) 【副首都推進局、万博推進局、大阪港湾局】

◇府・市の議会日程が重なった場合の対応

●局長は、次の順で出席することとし、各会議等への対応については、これまでの例のとおりとする。

①市会本会議、②府議会本会議、③市会委員会、④府議会委員会

≪各会議等への対応の具体例≫ ※局長、理事(府、市)の場合

【本会議】

(1) 府議会 本会議 と 市会 本会議 が重なった場合

○局長は、市会本会議に出席（府議会本会議は欠席扱い）

○府議会本会議において、答弁が必要な場合は、理事（府）が行う。

(2) 府議会 本会議 と 市会 委員会 が重なった場合

○局長は、府議会本会議に出席

・市会委員会は、理事（市）以下の職員で対応

【委員会】

(1) 府議会 委員会 と 市会 本会議 が重なった場合

○局長は、市会本会議に出席

○府議会委員会は、理事（府）以下の職員で対応

(2) 府議会 委員会 と 市会 委員会 が重なった場合

○局長は、市会委員会に出席

○府議会委員会は、理事（府）以下の職員で対応